特に記載がない場合の受付時間は土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分～午後5時です。申込みの記載がない場合は直接会場へ。費用の記載がない場合は無料です。

動物愛護

9月20日㈫～26日㈪は動物愛護週間

動物は愛情と責任を持って飼いましょう

飼い主は、ペットの一生に責任があります。動物をみだりに殺傷、虐待、遺棄することは法律により罰せられます。

●不妊・去勢手術

繁殖を望まない、繁殖後適正に飼養することができない場合は、不妊・去勢手術を行いましょう。不妊・去勢手術をすると、生殖器系の病気の予防にもなります。

●身元の表示

迷子になった動物の発見を容易にするためにも、犬には鑑札を、猫やそのほかの動物には名札をつけましょう。犬の飼い主には、登録と毎年1回の狂犬病予防注射を行う義務があります。

●猫の飼育は屋内で

現在の交通事情や住宅事情を考えると、近隣トラブルを避けるためにも、市街地では、屋内で猫を飼うことが望ましいといえます。

●犬の散歩はルールを守って

犬を散歩させるときは、必ずリードでつなぎましょう。散歩中にオシッコをしてしまった時はすぐに水で流し、ふんをした時はその場に放置せず、家まで持ち帰って廃棄することが飼い主の責任です。

●災害に備えて

災害が発生した場合、まずは人命第一です。飼い主が無事でなければ、動物は災害を乗り切ることができません。避難する時にどうするか、ペットホテルや安全な知人宅に預ける、避難所に同行できるか確認しておくなど、対策を事前に考えましょう。また、動物のための防災用品（5日分程度のえさと水など）も用意しておきましょう。日ごろから、嫌がらずにケージに入るなどのしつけも大切です。

問合せ　環境保全課㈹226

どうぶつ愛護フェスティバル

≪オンライン講演≫

「子どもも大人も一緒に考えよう、私たちと動物」

日　時　9月24日㈯午後1時から

≪動物愛護セレモニーなど≫

日　時　10月1日㈯午前11時から

会　場　上野恩賜公園野外ステージ

問合せ　東京都福祉保健局環境保健衛生課☎03-5320-4412

※詳しくは、動物愛護フェスティバルのウェブサイトをご覧ください。

新型コロナウイルスワクチン　4回目の接種対象者を拡大 NEW!

4回目接種の対象者

(1) 60歳以上の方

(2) 18～59歳で次のいずれかに該当する方

①基礎疾患などのある方

②重症化リスクが高いと医師が判断した方

③妊娠している方

④医療従事者 NEW!

⑤高齢者施設、障害者施設等従事者 NEW!

⑥　⑤以外で多くの高齢者に対してサービスを提供する従事者 NEW!

18～59歳の方は接種券の発行申請が必要です

申請方法　次のどちらかの方法で申請

(1)インターネットから申請

市公式サイトにアクセスし、「4回目用接種券発行申請フォーム」に必要事項を入力して送信

(2)電話で申請

羽村市コロナワクチンコールセンターに電話で申請

※60歳以上で、新型コロナワクチンを3回接種した方は、申請しなくても、接種時期の1か月前を目安に接種券一体型予診票を送ります。

羽村市コロナワクチンコールセンター☎0570-030207

受付け…午前9時～午後5時（土・日曜日、祝日を含む）

※電話リレーサービス（手話などで通訳をするオペレータを介しての電話）の利用を希望する方はコールセンターの利用ができませんので、健康課㈹628～630に電話してください（土・日曜日、祝日を除く）。

オミクロン株対応ワクチン

10月中旬以降の接種開始に向けて、準備を進めています。これに伴い、ワクチン接種の実施期間も、現在の9月末までから延長になる予定です。

福祉

ご存じですか？ヘルプカードとヘルプマーク

ヘルプカード

障害などがあるために援助を必要とする方が携帯するもので、手助けしてほしい内容が書いてあります。

ヘルプカードを身に着けている方が困っていた場合は、カードに書いてある内容に沿った支援をお願いします。

配布対象　身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている方、難病の方など

ヘルプマーク

援助や配慮を必要とすることが、外見からはわからない方が身に着けるものです。

ヘルプマークを身に着けた方を見かけたら、電車内で席を譲るなど、思いやりのある行動をお願いします。

配布対象　義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方または妊娠初期の方など

カード・マークの配布

いずれも対象の方に、市役所1階障害福祉課窓口で配布しています。

※ヘルプマークは、なくなり次第配布を終了します。

※都営地下鉄・ゆりかもめ・多摩モノレール各駅（一部を除く）などでも配布しています。配布先に確認してください。

問合せ　障害福祉課障害福祉係㈹173

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期間を延長

東京都社会福祉協議会が実施する総合支援資金の再貸付が終了した世帯や、緊急小口資金および総合支援資金（初回）を借り終わった一定の困窮世帯を対象に支給する支援金です。

申請期間　9月30日㈮まで

申請方法　申請書類などを市役所1階社会福祉課に郵送または直接、提出してください。

支給額（月額）　単身世帯6万円、2人世帯8万円、3人以上世帯10万円

支給期間　申請月から3か月間

※その他、求職活動などの要件があります。詳しくは市公式サイトをご覧いただくか、問い合わせてください。

問合せ　社会福祉課庶務係㈹478

宛　先　〒205-8601（所在地記載不要）羽村市社会福祉課庶務係

9月24日～30日は結核予防週間

結核は過去の病気ではありません。日本は他の先進国と比較し結核の発生が多く、都内でも令和2年に1,589人が結核と診断されました。

結核の初期症状は、風邪とよく似ています。「咳やたんが2週間以上続く」ときは、医療機関を受診しましょう。

健康管理のために、毎年1回健康診断等で胸部エックス線検査を受けましょう。

問合せ　西多摩保健所感染症対策担当☎0428-22-6141

「声の広報」を、月に2回発行しています

視覚障害のある方などに、広報はむらの音訳（抜粋）CDをお配りしています。発行は広報はむらと同じく毎月1日と15日です。「声のボランティア桑の実」に協力いただいて作成しています。配布などを希望する方は、問い合わせてください。

問合せ　秘書広報課広報・シティプロモーション係㈹338

状況により、施設が休館したり、事業などが変更・延期・中止になる場合があります。最新情報は、市公式サイト・各施設のウェブサイトなどで確認してください。